

上府保育園運営規程（管理規程）

制定日：平成 29 年 6 月 10 日

改正日：令和 7 年 4 月 1 日

（事業所の名称等）

第 1 条 社会福祉法人誠和会が設置するこの保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （１）名 称 上府保育園
- （２）所在地 浜田市上府町イ 2 4 8 8 - 5

（施設の目的及び運営方針）

第 2 条 上府保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

- 2 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 「当園」は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、最低基準条例、運営基準条例、その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（利用定員）

第 3 条 「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第 19 条第 1 項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- （１）法第 19 条第 1 項第 2 号の子ども（保育を必要とする 3 歳以上児。以下「2 号認定子ども」という。） 45 人
 - （２）法第 19 条第 1 項第 3 号の子ども（保育を必要とする 3 歳未満児。以下「3 号認定子ども」という。）のうち、満 1 歳以上の子ども 30 人
 - （３）3 号認定子どものうち、満 1 歳未満の子ども 15 人
- 2 前項の規定に関わらず、保育の利用の需要の増大や措置児童に対する対応、その他

やむを得ない事情があるときには、前項に規定する利用定員を超える子どもを受け入れることができる。

(提供する保育等の内容)

第4条 「当園」は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第百十七号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供する。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、時間外保育を提供する。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に係る行事等

一時保育、地域子育て支援（在宅親子対象の「あそびましょうの会」、学童保育）

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の員数については最低基準で定める配置基準以上とする。
なお、員数は園児の数により変動することがある。

(1) 園長 1人（常勤専従）

園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

(2) 主任保育士 1人（常勤専従）

主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 主任保育士補佐 1人（常勤専従）

主任保育士補佐は、主任保育士に準ずる職務に従事する。

(4) 副主任保育士 1人（常勤専従）

副主任保育士は、主任保育士、主任保育士補佐に準ずる職務に従事する。

(5) 保育士 12人以上（常勤専従）

保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

(6) 子育て支援員 1人（非常勤1人）

子育て支援員は、保育士に準ずる職務に従事する。

(7) 栄養士 3人(常勤専従)

栄養士は、園児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の乳児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。また、献立に基づく調理業務を行う。

(8) 事務員 1人(非常勤1人)

事務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(9) 嘱託医 1人(非常勤1人)

嘱託医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断等を行う。

(10) 嘱託歯科医 1人(非常勤1人)

嘱託歯科医は、園児の心身の健康に関し、健康相談を行うとともに、健康診断のうち歯の検査等を行う。

(保育を提供する日)

第6条 保育を提供する日は月曜日から土曜日までとし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月30日より1月5日及び3月31日を除く。

ただし、年度末の3月31日については希望保育を実施する。

休園日に園行事を実施した場合でも、代替休園日の設定は行わない。

(保育を提供する時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時45分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで、または16時30分から18時45分までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第8条 「当園」の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金(保育料)を支払うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、保育において、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、別表 1 に掲げる費用について、「当園」は保護者から実費の負担を受けるものとする。

(利用の開始に関する事項)

第 9 条 「当園」は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第 10 条 「当園」は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障、または困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法)

第 11 条 「当園」の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医、または園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、浜田市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者、または火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第14条 「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第19条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規程は、平成29年6月10日から施行する。

- (1) 平成30年4月1日改正する。(平成29年6月10日施行分を変更する。)
- (2) 令和2年4月1日改正する。(平成31年4月1日施行分を変更する。)
- (3) 令和3年4月1日改正する。(令和2年4月1日施行分を変更する。)
- (4) 令和5年4月1日改正する。(令和3年4月1日施行分を変更する。)
- (5) 令和6年4月1日改正する。(令和5年4月1日施行分を変更する。開園時間の短縮に伴う変更、給食費の変更等を行う。)
- (6) 令和7年4月1日改正する。(令和6年4月1日施行分を変更する。職員の職種、員数の変更、利用者負担金の変更等を行う。)

別表 1

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
2号認定子どもに係る給食費＊	市町村の定める利用者負担金 (保育料)に給食費が含まれないため	月額7,800円 減免対象者は3,000円
制服代	2号認定子どもが、入所時または進級時に購入	実費
かばん代	2号認定子どもと、3号認定子どもの2歳児が、入所時または進級時に購入	実費
ぼうし代	2号認定子どもと、3号認定子どものうち1歳児、2歳児が、入所時または進級時に購入	実費
保育用品代 (どうぐ箱、はさみ、クレパス、粘土、等)	2号認定子どもが、制作活動を行うに当たって購入	実費
絵本代	2号認定子どもが年間を通して購入	実費
スポーツ安全保険 保険料	当園の管理下における児童の災害 (負傷、疾病、障害または死亡)に対して災害共済給付を行うための保険への加入に係る費用	年額315円
紙オムツ処分代	3号認定子どもの0歳児、1歳児が使用する紙オムツの処分に係る費用	月額200円

＊ 国の示す基準額が変更となった場合は、年度途中であっても金額を変更する可能性がある。

2 時間外保育に係る利用者負担

2号及び3号のうち標準時間保育認定子ども

18時15分から18時45分の延長保育の保育料 (おやつまたは軽食代を含む)

1日利用につき250円、月額3,000円 (13日以上利用しても同額)

2号及び3号のうち短時間保育認定子ども

前延長保育時間 7時15分から8時30分 別料金 (30分につき100円)

後延長保育時間 16時30分から18時45分 別料金

(30分につき100円+おやつ代100円)